

第457回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 5 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年1月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	欠		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	欠	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	忍田久夫	主任	山本和慶
副事務局長	内田和則		
主幹	神立寛司		
副主幹	萩原和夫		
副主幹	宮本晃宏		

10 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年1月25日第457回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 武藤康則

委員 鈴木一

委員 木所清司

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 2 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 6 件、9 筆、4, 0 2 9 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 2 件、1 5 筆、3, 5 4 5 m²である。農地改良届については、合計 9 件、1 4 筆、8, 1 4 2 . 5 0 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、1 8 6 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 9 件、4 5 筆、3 9, 0 4 1 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計 3 件、1 2 筆、1 2, 8 3 3 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 5 件、9 3 筆、5 7, 2 3 0 . 4 2 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可を受けられるも

のであることの証明について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、関東信越国税局より、令和3年11月1日付けで入札の公告があった物件に対する、農地買受適格証明願である。願出地が農地のため、入札に当たり、農地買受適格証明が必要となる。議案説明資料のとおり、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条の規定による許可を受けられるものであると証明することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第1号について、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、農地法第3条の規定による許可を受けられるものであると証明することで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数24件、総筆数39

筆、総面積 36,413 m² について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 24 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 23 番、24 番について報告する。1 月 19 日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 48 歳で、農業従事日数は 300 日、約 258 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 5 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、農業用自動車 3 台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 24 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 2 号について原案どおり決定する。

議案第 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3

項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数2件、総筆数10筆、総面積8,857㎡について意見照会があった。第2号議案、整理番号13番から20番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地である。第3号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画案についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画案については、市長へ「意見なし」とすることよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすること採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について原案どおり決定する。

議案第4号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数3件、筆数5筆、面

積 2, 1 4 3 . 4 7 m² についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 3 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について報告する。1 月 1 9 日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 8 0 歳で、農業従事日数は 3 0 0 日、約 4 4 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは野菜の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 3 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 4 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に

対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数14件、筆数21筆、面積6,506.52㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。1月21日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、平成8年4月に設立され、農業経営及び技術の向上に関する指導を主な業務としている。今回、2つの支店を統合するため新たな事務所の建築を計画した。雨水対策については、敷地内に浸透貯留槽を設置する予定で、雨水による周辺農地への影響はない見込みである。

排水については、前面道路の公共下水管に放流する計画である。申請地は作付けはしていないが、現在適切に管理されている。農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から14番について農地転用に関する許可基準からみた意見につい

ては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号1番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とし、整理番号1番については条件を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第457回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 4年 2月 1日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 武 藤 康 則

委 員 鈴 木 一

委 員 木 所 清 司
